

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに運転代行の運転手として雇用され勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後4時50分頃、自家用車を運転して自宅から勤務先に向かう途中、A県B市内の国道〇号線で信号待ちのために停車していたところ、後続車4台に追突され負傷し（以下「本件事故」という。）、同日D病院に受診し「頸椎捻挫、胸椎捻挫、腰椎捻挫」と診断され、その後同年〇月〇日、E病院に受診し「頸椎捻挫、腰背部打撲」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後に障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をしたが、請求人が既に自動車損害賠償責任保険から労災保険による保険給付額以上の補償を受けていたため、保険給付の支給は行わなかった。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第14級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、医証等から、決定書理由第2の2の(2)の(イ)で説示するとおり、脊椎圧迫骨折等による変形障害、せき柱の頸部・体幹部の運動障害及び頸部等の神経障害であると認められる。

(2) 上記各残存障害の障害等級については、決定書理由第2の2の(2)の(ウ)ないし(オ)で説示するとおりであり、当審査会としては、以下の理由から、妥当な結論であると判断する。

ア 脊椎圧迫骨折等による変形障害に関しては、D病院の画像診断報告書には「第7椎体の軽微な陳旧性圧迫骨折」との記載が認められ、F医師は、第7胸椎圧迫骨折は加齢によっても起こり得る程度である旨の所見を述べており、G医師は、MRI画像及びX線写真を読影した結果として、第7胸椎圧迫骨折は陳旧性のものであるとの所見を述べていることに鑑み、第7胸椎圧迫骨折は本件事故により発症したものとは確認できず、また、せき柱固定術も行われていないことから、判断の要件に掲げる認定基準に照らして、せき柱の変形障害は認められない。

イ せき柱の頸部・体幹部の運動障害に関しては、請求人は「首や体幹の動きが特に悪いということや感覚がなくなる・薄くなるということはない。」旨述べていることに鑑みると、運動障害があるとは認められないと思料されると

ころ、当該申述とD病院のせき柱の可動域測定結果による可動域制限とはかけ離れており、上記のとおり、本件事故による脊椎圧迫骨折やせき柱の変形障害も認められないことから、可動域制限は本件事故による後遺障害とは認められない。

ウ 頰部等の神経障害に関しては、請求人の自覚症状としての訴えはあるが、MR I 画像上明らかな異常所見は認められておらず、H医師は「請求人の痛みは精神的なところから生じているところもあると考えられる。」との所見を述べ、F医師は「請求人の圧迫骨折によって神経障害が出る可能性は余り考えられない。」との所見を述べている。他覚的所見はないものの、本件事故により神経障害が生じる可能性は否定できないことから、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当すると思料する。

(3) 以上のことから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められないと判断する。

(4) なお、請求人の再審査請求の理由及び意見書における各主張について子細に検討したが、上記判断を左右しない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。